事務所通信　No.360　　令和７年１０月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

令和７年度 年末調整が変わります

物価上昇における税負担の軽減、年収の壁を意識した働き控え対策等の観点から、令和７年の年末調整は新たな控除の創設や額の見直しなど大幅な変更があります。申告書様式も一部変わりますので早目に確認し、年末調整に備えましょう。

① 基礎控除の引き上げ

基礎控除とは、納税者全員が受けられる控除です。昨年までは一律48万円でしたが、今年からは**収入により控除額が変更されます。**

合計所得（給与収入のみの場合）	改正前	改正後
132万円以下（～200万3,999円以下）	48万円	**95万円**
336万円以下（～475万1,999円以下）	48万円	**★88万円（58万円）**
489万円以下（～665万5,556円以下）	48万円	**★68万円（58万円）**
655万円以下（～850万円以下）	48万円	**★63万円（58万円）**
2,350万円以下（～2,545万円以下）	48万円	**58万円**

＊★は令和７・８年のみ適用になる金額です。

② 給与所得控除の引き上げ（最低保証額の変更）

給与所得控除とは、会社員やパート、アルバイトなど給与所得者が受けられる控除です。昨年までは収入により控除額が変わりましたが、今年から190万円以下は**一律65万円に変更されます。**

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	**65万円**
～180万円以下	収入金額×40%-10万円	
～190万円以下	収入金額×30%+8万円	

＊収入が190万円超の控除額は変更ありません。

③ 扶養要件の変更

昨年までは年収103万円以下であれば扶養親族とされていましたが、今年からは金額が変更になり**123万円以下であれば扶養として控除が受けられます。**



扶養親族等の区分	収入が給与だけの場合の収入金額	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	103万円以下	**123万円以下**
配偶者特別控除の対象となる配偶者	103万円超 201万6,000円未満	**123万円超 201万6,000円未満**
勤労学生	130万円以下	**150万円以下**

①基礎控除と②給与所得控除の引き上げを合わせて、いわゆる「年収103万円の壁」が以下のとおり変更されます。

- **「年収123万円の壁」 ➡ 扶養になれる年収**
- **「年収160万円の壁」 ➡ 所得税がかからない年収**

重要！:160万円までは非課税ですが123万円を超えると扶養にはなれませんのでご注意ください。

④『特定親族特別控除』創設　NEW！

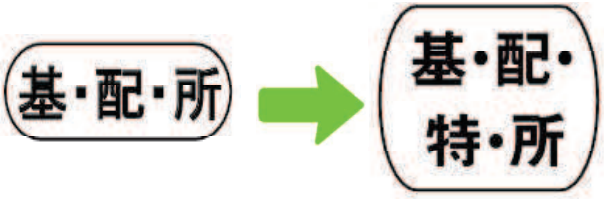
▲**『特定親族特別控除』**は、学生などの扶養親族が「年収の壁」を気にせずアルバイト等の収入を増やすことを後押しし、扶養する方の税負担が急激に増すことを抑制する目的で導入されます。

▲対象となる**「特定親族」**とは、居住者と生計を一にする年齢が**19歳以上23歳未満（各年12月31日時点における年齢）**の一定の親族で、収入が給与だけの場合は**123万円超～188万円以下**の人です。

19歳~23歳未満の親族	収入金額	控除額
特定扶養親族	123万円以下	63万円
（新設）特定親族特別控除	123万円超150万円以下	**63万円**
	150万円超188万円以下	61万円~3万円

⑤申告書様式の変更

▲④の『特定親族特別控除』の新設や、基礎控除額が収入により変更する等の影響で、**「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」「所得金額調整控除申告書」「特定親族特別控除申告書」が一体化した新様式**になっています。



▲この他にも、扶養控除申告書に『特定親族特別控除』に該当する場合のチェック欄☑が追加されるなど、昨年とは記載内容が異なる箇所がありますのでご注意下さい。

◎扶養を考える際の健康保険との相違点



①収入の種類：**所得税**では、一定の条件を満たす通勤費、雇用保険の失業等給付、障害者年金等は非課税となり収入に含まれませんが、**健康保険**ではこれら非課税となる通勤費等も収入と判断されます。

②収入の考え方：扶養要件である「年間収入」の考え方についても異なります。**所得税**では、扶養となる年の１月１日～12月31日までの間に支給されることが確定した給与額で判断します。**健康保険**では、過去の収入ではなく、扶養となる時点以降の、将来に対する年間収入見込み額で判断されます。

※今年の年末調整は扶養親族の年収要件が123万円以下に変更、『特定親族特別控除』の創設などで、昨年と比べ控除となる扶養親族の数が増える可能性があります。また、書式の変更により所得見積額の記入欄がより詳細化されました。

確認項目が増えますので、余裕を持って早目の準備をお願い致します。



お知らせ



■カスタマーハラスメント対策が義務化へ

労働施策総合促進法の改正により、カスタマーハラスメント対策が事業主に義務化され、令和８年に施行される予定となっています。

1．カスタマーハラスメントによる影響

・社員の業務パフォーマンスの低下や体調不良等による休職、退職等
・悪質クレームへの対応に伴う時間の浪費、業務上の支障、離職による人員確保が必要
・店舗、企業に対するイメージの低下　等

2．カスタマーハラスメントを想定した事前準備

・事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、社員への周知・啓発
・相談体制の整備
・対応方法、手順の策定
・社員への教育、研修（マニュアルの作成等）



3．実際に起きた際の対応

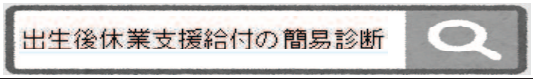
・事実関係の正確な確認と事案への対応
・社員への配慮措置
・再発防止のための取組



■出生後休業支援給付金の簡易診断ツール

今年の４月から創設された雇用保険の出生後休業支援給付金は、育児休業を取得する社員だけではなく、配偶者についてもその状況を把握し書類を準備するなど従来より確認作業が増えました。

そこで、厚生労働省は「出生後休業支援給付金の簡易診断（要件確認）ツール」を作成、ホームページ内で公開しています。該当する項目を選択することで診断結果が表示され、「申請手続き」と「ご自身で用意して頂く書類」が示されます。簡易診断ツールをご覧頂き、給付金申請準備にご活用下さい。

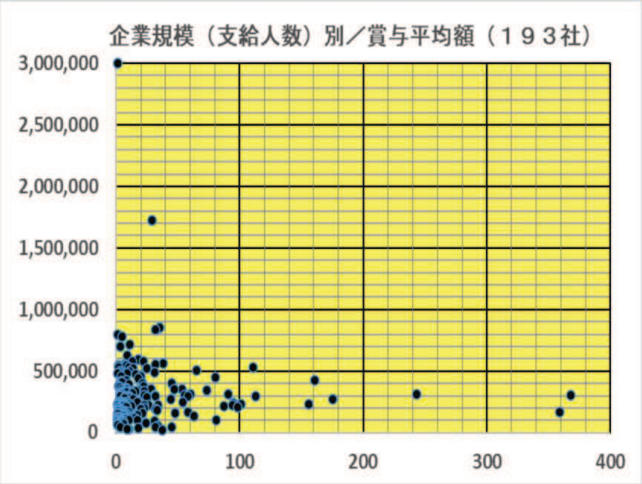


☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■７年夏期賞与分析

▲弊所が扱った「社保・賞与届」からの夏期賞与支給状況（260社）の分析結果です。
（社会保険加入のパート社員分を含む）

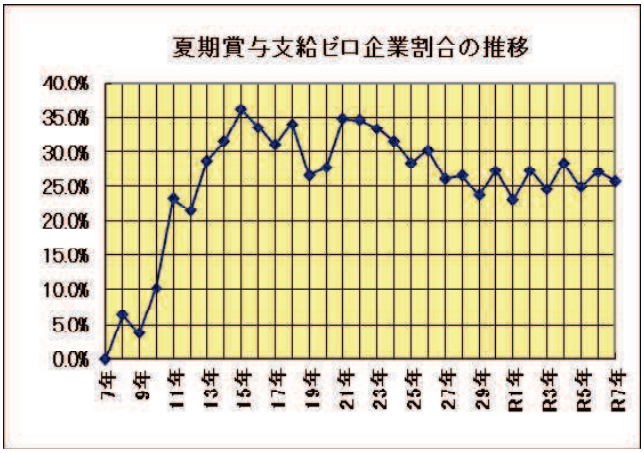
■企業規模（支給人員）別／賞与平均額



■全社加重平均額297,218円（前年比 102.97%）



■支給ゼロ企業は67社25.8%（前年は27.1%）



■ 拾い読みの読書

新版「自分には価値がない」の心理学

著　者／根本 橘夫

出版社／朝日新書　　９００　円＋税

P5 自分が無価値であるという思いは耐え難い。そのために、自分に価値があるという実感を得ることに過度に執着するようになる。すると、自分自身であるというよりも、自分に価値があることを他人に証明しようとすることへと心が向いてしまう。そのために、人よりがんばり屋で、人よりいい人で、人より優れていなければならない、という思いに束縛されてしまい、生きていることが苦しくなる。

P75 過保護は「お前は無力だ」という・・・・過干渉は「お前のままでは駄目だ」という暗黙のメッセージを送る。このために、過保護は子どもを無力化することで、過干渉は子どもの自我を奪い取ることで無価値感をもたらす。

P112 自分探しに逃げることはやめよう。自分の中をいくら探ってもそんなものは見出せない。「なりたい自分」の姿を明確に描いて、その実現に向かって努力していく中で、自分が形成され、自分が見えてくるのだ。必要なのは自分作りだ。

■ 絵手紙通信



鳥取の後輩から、無肥料・無農薬で栽培する二十世紀梨が届きました。
美味＋懐かしい味でした。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (360号)

■ 奇跡 (R7.8.22)

▲35歳で糖尿病と診断されて以来、定期検査と服薬は勿論、始めは管理栄養士指導の下のカロリー制限、約10年前からは炭水化物制限の食事療法、運動療法は、軽い散歩から今では１km９分前後×７kmの速歩ウォーキングが日課、効くと聞けば針灸、サプリメント等何でも試して持ち堪えてきたが、昨年夏から数値上昇に悩まされていた。

▲その数値とは、HbA1c（ヘモグロビン・エー・ワン・シー）といい、過去1～2ヶ月の平均血糖値を反映し、主治医からは網膜症、腎症、神経障害などの合併症リスクが高まる7.0を超えないようにと言われ続けていた。

▲過去にも、冬場など一時的に 7.0を越えることもあったが、ウォーキングの回数や距離を増やしたり、好物の日本酒の量を減らしたりしてどうにか凌いで来たが今回は勝手が違った。

▲最終的には薬一錠を追加処方して貰い、２カ月後に危機を脱したが、その二日後から10日間の海外旅行を控え、主治医には「来月の数値は大目に見て欲しい」と予防線を張った。

▲そのお陰で、旅は炭水化物に気遣うこともなくフランスパン、パエリア、甘く大きなデザートを平らげ、ビール、ワインを堪能し、帰りの機内では寿司と日本酒まで味わい、帰国後続いた酒席や来客との会食も今月だけはと飲んで食べた。

▲そして、最悪の数値を覚悟して臨んだ検査だったが、更に改善しているではないか。この奇跡に主治医とともに薬の効果に驚喜し、心の中で少し羽目を外しても良さそうだとほくそ笑む自分と、調子に乗るなと戒める自分の会話を聞いた。

■ 最低賃金大幅アップ (R7.9.2)



▲10月２日から新潟県最低賃金が985円から1,050円に65円アップされることになり対応に追われている、というよりも頭を抱えている顧問先からの相談が増えている。

▲何せ、週40時間の法定限度一杯を設定する企業の月所定労働時間は 173.3時間で、最低支給月額が1,050×173.33＝181,996円、11,266円の大幅アップをしなければならないのだ。

▲その上に現政権は、賃金を上げ、国民の消費拡大で経済を好循環に持ってゆくとして、最低賃金を遅くとも2029年までに全国加重平均で 1,500円を目指していることから、この流れは続くと見なければならず、国も各種助成金を提示しているが焼け石に水であり、会社自身が抜本的な手を打たなければならないのは明白である。

▲手始めに、現行ビジネスモデルに賃金アップに対応した人件費を当てはめて持続可能な売上高を直視した上で、売価、数量、原材料費、経費等を変数にして、その売上、利益確保のための知恵を全社員で出し合って見ては如何だろうか。

▲併せて、付加価値（粗利）を総労働時間で割った時間当たりの付加価値額（人時生産性）を算出し、賃金アップ余力と働き方の見直しの必要性を確認をして見ては如何だろうか。

▲事務所でも、給与アップのためには、売り上げ（単価×客数）アップが必須であり、そのためには全員が能力アップに努め、お客様にとって価値のある仕事を提供できるよう日々精進しなければならないことを確認し合った。

▲松下幸之助氏の箴言、「かつてない困難から、かつてない革新が生まれる」を信じて。